令和9年度長崎県自動車税納税通知書用封筒広告掲載仕様書

（目的）

第1条　この仕様は、長崎県（以下「県」という。）が令和9年5月に送付する令和9年度長崎県自動車税納税通知書用封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載を適正に行うため、広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定める。

（定義）

第2条　前条に規定する封筒及び広告掲載は、次のとおりとする。

（1）封筒は、県が自動車税課税対象者へ納税通知書を送付するために使用する定形内封筒をいう。

（2）広告掲載は、封筒裏面の所定の位置に表示される広告を印刷することをいう。

（広告の規格等）

第3条　広告の位置、枠数、規格及び配色等は、次に掲げるとおりとする。

（1）広告の位置　封筒裏面の所定の位置（別添封筒イメージ図参照）

（2）枠　　数　1枠

（3）規　　格　縦 5cm、横 7.5cm

（4）配　　色　1色（黒）

2 広告のほか、次の事項について表示しなければならない

（1）広告主及び広告主への連絡先を明確にしなければならない。

（2）広告の範囲の中の上部に縦0.5㎝×横1.0㎝以上の大きさで広告と表示しなければならない。

（広告の掲載料）

第4条　広告の掲載料は、広告の印刷経費を含めて、広告掲載者として決定された者（以下「広告主」という。）の申込価格とする。

2 前項の規定による広告の掲載料については、前金払いとする。

（広告原稿の作成）

第5条　広告の内容については県の承認を受けたものとし、県は承認を求められた広告原稿の内容が、長崎県自動車納税通知書用封筒広告掲載者の資格及び広告内容の範囲に関する基準第3条（掲載基準）に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

2 前項の規定により承認を受けた広告の原稿は、令和9年3月5日（金）までに提出しなければならない。

3 広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

4 原稿は電子媒体（CD-R）及び電子媒体の出力（A4版）で提出する。

5 前項の規定における納品に要する経費については、広告主が負担する。

（協議）

第6条　この仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意を もって協議し、解決を図る。